

兵庫医科大学 学生除籍規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫医科大学学則（以下「学則という。」）第42条及び兵庫医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第39条の規定による除籍について必要な事項を定めるものとする。

(除籍の日)

第2条 除籍の日は、下記の事由区分に応じ、次の通り定めるものとする。

事由	除籍日
第1号 死亡の者	学長が定める日
第2号 長期にわたり行方不明の者	学長が定める日
第3号 在学年限を超えた者	在学期間の満了日
第4号 休学期間を超えた者	休学期間の満了日
第5号 授業料等の納付を怠り、催促を受けてもなお納付しない者	本学が定めた納付日
第6号 疾病、その他の事由により成業の見込みがないと認められる者	学長が定める日

(除籍予告通知)

第3条 学長は、学生が前条第2号から第6号の規定に該当するおそれがあると認められるときは、原則として、事前に学生又は学生の保証人に対し除籍の手続を行う旨の予告通知をするものとする。

(教授会の審議)

第4条 学長は、当該学生の除籍について学部生は学部教授会、大学院生は研究科教授会の意見を聴くこととする。

(除籍の決定)

第5条 学長は除籍を決定した後、次の通り速やかに除籍の通知をするものとする。

- 1 第2条第1号及び第2号に該当するものについては、学生の保証人に通知する。
- 2 第2条第3号から第6号に該当するものについては、学生及び学生の保証人に通知する。

(事務)

第6条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、学長が発議し、学部教授会又は研究科教授会の意見を聴き、学長が行い、常務会に報告する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、2022 年 4 月 1 日から施行する。